

2. 応募者が甲に入社後、当該応募者の責に帰すべき事由により有効に解雇若しくは契約を解除され、または退職するに至った場合は、乙は受領した報酬の一部を以下の要領で甲に返還するものとし、振込手数料は乙の負担とします。ただし、報酬のうち未受領額がある場合には、以下の返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し当該残高を支払うものとし、相殺

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・入社日から起算して1カ月以内 | 報酬の80%相当額 |
| ・入社日から起算して1カ月を超え3カ月以内 | 報酬の50%相当額 |